第6回市民学校

受講生を募集

5月8日から7講座

『第六回市民学校』を、次の日程で開きます。多くの方々の参加をお待ちしています。

◪日時・5月8日(木)～29日(木)まで次の日程で。

◪場所・大篠地区公民館

◪受講料・無料

◪申し込み・受講希望者は、ハガキに「市民学校受講希望」、住所、氏名、年齢、電話番号を書いて左記まで（電話申し込みも可）

〒783 南国市大埔甲二一二五
市立中央公民館☎(63)3498

講演の内容

同和問題の今日的課題と展望　藤中正雄

(1)同和問題の基本的認識について
(2)同和問題の現状と課題
①同和対策の現状と課題
②同和教育の現状と課題
(3)同和問題解決への展望
(4)最近の社会問題と同和教育

民法とその歴史
相続はどう変わってきたか　外崎光広

十五年戦争の敗退、ポツダム宣言の受諾、日本国憲法の成立に伴って実現した親族相続法の源流を考えてみたい。

ちょうど百年前の明治十九年に、ここ高知で発行されていた『土陽新聞』は、連日のように社説欄に家庭改革と婦人の地位の向上論を掲載していたのですが、その内容と現在の親族相続法がぴったり一致なのです。その社説を生んだ土佐自由民権運動について。

バイテク農業は
どうなるのか　林喜三郎

今では菓や茎の細胞から完全な植物体が再生されたり、交雑できなかった遠縁の植物間（例えばトマトとジャガイモの間）で、細胞を融合させた雑種が作られたり、化学的操作で遺伝的な性質を変えた生物を作り出せるようになりました。

このようなバイオテクノロジーの技術を応用して、農業面では今何が行われ、将来何が期待できるのでしょうか。そしてその結果、農業や私たちの生活をどう変えるのでしょうか。これらの点について多くのスライドを用いてお話ししたいと思います。

第6回市民学校日程

日	時間	演題	講師
5月8日(木)	13：30～15：30	私が歩んだ道 龍馬に魅せられて	公益社団法人 考える村理事長 入交　好保氏
12日(月)	〃	どうなる日本の経済 世界の動きとの関連で	高知新聞社 論説副委員長 上村　浩氏
15日(木)	〃	かしこい消費者になるために　あの手この手の悪質商法	高知県消費生活センター主任 永尾　朱美氏
19日(月)	〃	同和問題の今日的課題と展望	鳥ケ池中学校長 藤中　正雄氏
22日(木)	〃	民法とその歴史 相続はどう変わってきたか	元県立高知短期大学教授 外崎　光広氏
26日(月)	〃	バイテク農業はどうなるのか	高知大学 農学部教授 林　喜三郎氏
29日(木)	〃	健康問題	高知医科大学長 依　寿太郎氏

水道局から

日章（茨西）地区に新しく簡易水道施設

年金積立金の融資受け

昭和六十年度事業として年金積立金の融資を受け、今まで未給水地区であった日章（茨西）の配水管敷設工事が完了し、各家庭に安定した水を供給できるようになりました。事業費は一千一九万六千円で、そのうち七百万円は年金積立金からの融資です。

その外、総事業費七千六百十九万円で四カ所の簡易水道施設の整備をし、そのうち年金積立金からの融資は総額三千九百三十万円となっています。

老人問題講演会

〝ボケ110番〟

○参加無料○

講師・医学博士　早川一光先生
（京都市中央老人福祉センター相談医）

とき・5月11日(日)午後1時～4時40分

ところ・市社会福祉センター三階会議室

主催・南国市老人クラブ連合会

南国市母子福祉手当のお知らせ

この手当は配偶者のいない女子が児童（十八歳未満）を扶養しているときに支給される制度です。

支給額は月千円で、母親及び児童が引き続き一年以上市内に住所があり、現に児童を扶養している方に支給されます。

※詳しいことのお問い合わせは福祉事務所社会係（☎(63)2111内線160、162）まで。

2人目の子供にも支給されます

6月1日から《新しい児童手当制度》

児童手当は、日本国内に住所のある人が次の要件に当てはまると支給されます。

◪受給資格者

昭和五十九年六月二日以降に生まれた児童を含む十八歳未満の児童を二人以上養育していること。

または、義務教育終了前の児童を含む十八歳未満を三人養育していること。

前年の収入が一定の額以上の方は、児童手当は受けられません。

なお、特例給付として、所得が制限額を超えている方で厚生年金に加入している方に限り、該当になる場合があります。

◪支給額

二人目の二歳未満（六十一年六月一日現在）の子供については月額一千五百円。三人目以降の義務教育終了前の子供については月額五千円が支給されます。

この制度に該当する方は、印鑑（国民年金に加入している方は国民年金証書と印鑑）を持って、市民課給付係まで申請してください。

◪受付期間・六十一年五月一日から五月末日まで。

なお、公務員または日本国有鉄道の職員の方は、認定の請求手続きを勤務先にすることになります。

※詳しいことは、**市民課給付係**（☎(63)2111内線132）までお問い合わせください。

ハエのいない〇〇〇

清潔な環境をつくろう

暖かくなり、ハエの大量発生の季節を迎えました。

一般家庭の皆さん

○生ごみはハエの発生につながらないよう気をつけて処理してください。

○愛玩動物（ペット）は清潔に飼育するようにしてください。

畜産農家の皆さん

○畜舎は清潔に管理してください。

○堆肥などはハエの発生につながらないような処理方法をとってください。

ハウス農家の皆さん

○油かすなどを使用する農家の皆さんは必ず幼虫駆除などの対策をとってください。

○野菜くずの野積みや放置は避け、焼却するかビニールでおおうようにしてください。

※ハエは二十日ぐらいで卵から成虫になります。更に、その成虫は年に五、六回卵を生み、一回の産卵数は五十～百五十個に達します。一匹でも多くのハエを駆除するようにしてください。

【環境保健課・産業経済課】

大正5年4月生まれの方

老人医療受給手続きを

大正5年4月生まれの方は、今月から「老人医療受給資格」ができましたので、必ず、医療保険証と印鑑を持って、市民課給付係まで手続きにおいでください。

今月の納税

固定資産税
（第1期）
納期限は
5月末日です

転作の申請

忘れていませんか

いますぐ産経課へ

転作の申請を済まされていない方はいませんか。

産業経済課では、農協や共済組合、転作推進委員さんなど農業関係者や団体のご協力で、四月二十五日までに二回にわたって申請受付（地区に出向いての面接）を行ってきましたが、ちょうど農繁期と重なったこともあって、申請を済まされていない方が大勢います。

転作の奨励金は〝転作実施の申請〟をされていない方には出ませんので、不利益を受けないよう十分注意してください。

申請をしていない方は、いますぐ市役所産業経済課農政係まで、土地の地番、作付面積、作物の種類をはっきりさせて、印鑑を持っておいでください。

なお、すでに申請の済んでいる方で、転作面積や作物の変更をされる方は、五月二十四日までに必ず手続きをしてください。

転作の目標達成に協力を

転作（水田利用再編対策事業）は第三期の最終年次に当たります。

昨年までは、なんとか転作の目標面積を達成してきましたが、今年は目標面積が昨年に比べて市全体で八〇％増の一七七二％となり目標に達しない地区のでる恐れもでてきました。

農家や関係団体などのご協力で事業を進めていくことが大切なことはもちろんですが、転作による奨励金が前年度で約七億六千三百万円。このうち目標の達成を前提にした加算金が約二億六千七百万円ありました。

もし、目標達成ができないときは、この加算金やかんがい排水事業など農業基盤の整備事業を進めることが困難になったりします。

この趣旨を理解していただき、ご協力をお願いします。

【産業経済課農政係】